

平成28年(ワ)第27562号 損害賠償等請求事件

原告 池田 修一

被告 株式会社ウェッジ/大江紀洋/村中璃子

求釈明書(3)

平成29年4月21日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

被告村中璃子訴訟代理人弁護士 藤 本 英 二



記

1 平成29年4月11日の口頭弁論期日の経過

平成29年4月11日の口頭弁論期日において、被告村中璃子訴訟代理人は、原告池田修一訴訟代理人に対し、以下の①②につき、釈明を求めた。

① 原告池田修一が研究代表者を務める厚労省研究班の成果データベース（本件成果発表会で発表された成果をまとめたもの）である甲10の2枚目には、「専門的・学術的観点からの成果」として、「子宮頸がん（HPV）ワクチン接種後脳障害が起るのか？我々は NF-κBp50 欠損マウス（自己免疫疾患を生じ易い個体）にインフルエンザ、HPV、B 型肝炎の3種類のワクチンを接種して脳を検索した結果、HPV ワクチン接種後マウスにのみ脳に IgG 由来の自己抗体が沈着していることが見出された。また沈着部位は側頭葉中心であった。」と記載があるが、原告池田修一は、この記載が科学的に正しいものであるという主張を現在も維持しているのか。

② 被告村中準備書面（2）11頁以下に引用記載したTBSテレビNEWS 23の放送で原告池田修一が本件マウス実験を評価して発言した「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬・記憶の中枢に異常な抗体が沈着。海馬（記憶の中枢）の機能を障害していそうだ。明らかに脳に障害が起こっている。ワクチンを打ったあとこういう脳障害を訴えている患者の共通した客観的所見が提示できている。」との発言につき、原告池田修一は、この発言が科学的に正しいものであるという主張を現在も維持しているのか。

しかしながら、原告池田修一訴訟代理人は、いずれの求釈明についても、暫し沈黙した後、「確認する」と陳述するのみであった。

2 原告池田修一は、本件各記事中の「捏造」という記述が虚偽であるとして、名誉毀損が成立すると主張しているところ、本件各記事で「捏造」の根拠とされた「原告池田修一の本件成果発表会及びNEWS 23における発表・発言」の内容が

科学的に正しい事実であるか否かの判断は、本件各記事中の「捏造」という記述の名誉毀損該当性を審理するにあたって、不可欠な前提事項である。

本件マウス実験は、そもそも各ワクチンを打ったマウスの脳を観察したものではなく、その実験デザイン（被告村中璃子準備書面（2）4～5頁①～⑥参照）からして、原告池田修一が発表した「子宮頸がん（HPV）ワクチン接種後脳障害が起るのか？我々はNF-κBp50欠損マウス（自己免疫疾患を生じ易い個体）にインフルエンザ、HPV、B型肝炎の3種類のワクチンを接種して脳を検索した結果、HPV ワクチン接種後マウスにのみ脳にIgG由来の自己抗体が沈着していることが見出された。また沈着部位は側頭葉中心であった。」との結果、あるいは、原告池田修一が発言した「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬・記憶の中枢に異常な抗体が沈着。海馬（記憶の中枢）の機能を障害していそうだ。明らかに脳に障害が起こっている。ワクチンを打ったあとこういう脳障害を訴えている患者の共通した客観的所見が提示できている。」との結果を得ることはできない。

原告池田修一が発表・発言した結果は、実際にはこれを裏付ける科学的な事実が存在せず、「捏造」であるというのが被告村中璃子の主張であるが、原告池田修一は、自身が行った本件マウス実験に関する「本件成果発表会及びNEWS 23における発表・発言」の科学的な妥当性に関し、これまで一貫して沈黙しており、平成29年4月11日の口頭弁論期日でも、原告池田修一訴訟代理人は沈黙を続けている。

原告池田修一は、本件マウス実験にかかる厚労省研究班の研究代表者として、本件マウス実験の結果に責任を負っており、また、本件マウス実験が実施された当時の信州大学医学部長（丙20・信州大学動物実験等実施規程第6条、第7条、第9条の「所属部局の長」「当該部局の長」）として、本件マウス実験に関して（動物実験計画の作成・承認・変更、動物実験の終了・中止等）責任を負う立場にある。実際にも、原告池田修一は、本件マウス実験に関し、本件マウス実験の終了後とされる平成28年7月22日、A氏から受領した動物実験計画承認申請書を学長に提出し（丙7、信州大学動物実験等実施規程第6条1項）、学長から承認通知を受領し

(丙23、同規程第7条1項)、A氏から受領した動物実験終了報告書を学長に提出している(丙24、同規程第9条)。

平成28年11月15日に公表された本調査委員会の結果において(丙2)、本調査委員会から原告池田修一に対し、A教授(塩沢丹里教授)とともに、本件マウス実験の「誤り」に関し、その修正または修正内容の公表の措置をとるよう求められたが(丙2の2枚目「池田教授について」1行～6行)、現時点においても、原告池田修一において、かかる措置はとられていない。また、本調査委員会から原告池田修一に対し、本件マウス実験の結果が予備的な段階のものであることを、適切な方法をもって公に明らかにするよう求められたが(丙2の2枚目「池田教授について」15行～16行)、現時点においても、原告池田修一において、かかる措置はとられていない。さらに、本調査委員会から原告池田修一に対し、科学的な証明に耐える数のNF- κ Bp50欠損マウスを用意したうえで、子宮頸がんワクチンを含むワクチン等を接種する初めの段階からの検証実験の実施と、その結果の公表を求められたが(丙2の2枚目「池田教授について」末尾から2行～最終行)、現時点においても、原告池田修一において、かかる検証実験は実施されていない。

原告池田修一の発言・発表に対し、平成28年11月24日、厚生労働省は、本件研究に関し、「厚生労働省としては、厚生労働科学研究費補助金という国の研究費を用いて科学的観点から安全・安心な国民生活を実現するために、池田班へ研究費を補助しましたが、池田氏の不適切な発表により、国民に対して誤解を招く事態となったことについての池田氏の社会的責任は大きく、大変遺憾に思っております。また、厚生労働省は、この度の池田班の研究結果では、HPVワクチン接種後に生じた症状がHPVワクチンによって生じたかどうかについては何も証明されていない、と考えております。」という原告池田修一を強く非難する異例の見解を発表した(丙1)。

これに対し、平成28年12月27日、原告池田修一代理人らは、厚生労働大臣に対し、上記見解に抗議するとともに訂正を求める申入れ書を提出した(甲15)。

平成29年1月18日、厚生労働省は、本件研究に関し、評価委員会を開催した。通常、厚生労働省の研究にかかる評価は書面審査で行われるが、本件研究については、「池田班が国民の皆様の誤解を招くことなく適正に研究を遂行し、適切に研究成果の公表がなされるかどうか、について精査する必要がある」（丙26・1枚目）と考えられたことから、研究代表者である原告池田修一からヒアリングを行うという異例の評価手続が行われた（丙26・6枚目～7枚目「中間・事後評価委員会 議事要旨（池田班に関するもの）」）。この評価委員会において、「例えば1匹で、 $n=1$ だとか、発表の仕方というのはいろいろあるのだと思うが、発表の仕方を含めた、研究そのものの進め方を十分考えてやるべきである。」「研究実施に必要な倫理的な手続きが事前に行われているかどうか確認すべき。」「動物実験等の実施に関する基本指針についても十分考慮すること。」といった、厳しい指摘が評価委員からなされている。すなわち、本件マウス実験については、「発表の仕方を含めた、研究そのものの進め方」に問題があり、「研究実施に必要な倫理的な手続き」が適正に行われておらず、「動物実験等の実施に関する基本指針」（丙25）が守られていないなど、研究の進め方・体制の基本的な部分に重大な問題があることが指摘されている。

平成29年3月31日、厚生労働省は、評価の結果、原告池田修一が研究代表者を務める池田班の評価点数は24点／40点と最低評価であったこと、そのため平成29年度の池田班の補助金交付額を平成28年度の450万円から364.5万円に減額することを公表した（丙26・1枚目）。

平成29年4月11日、原告池田修一代理人の清水勉弁護士は、厚生労働大臣と厚生労働省健康局健康課予防接種室長に申し入れ書を送付し、平成29年4月13日、自身のブログにおいて、その全文を公表した（丙27）。

当該申し入れ書によると、「国の行政機関がこのような品性を欠く記事をホームページに掲載することはおそらく前代未聞なのではないでしょうか。」としており、平成29年3月31日に厚生労働省が公表した丙26のコメントが前例のないもの

であることを指摘している。また、当該申し入れ書の要望事項2)においては、「上記マウス実験に関するスライドは予防接種室で幾度も確認したうえで公表に至ったものであり、同スライドの説明文が適切でないまま公表するに至ったことについては貴省は池田と“同罪”であり、池田を一方的に非難する立場にないことを明らかにすること。」としており、原告池田修一の発表が「適切でない」こと、及び、その責任が原告池田修一にあることを原告代理人清水勉弁護士は自認しているところである。

原告池田修一代理人清水勉弁護士が送付した申し入れ書（丙27）からわかるように、原告池田修一の発表・発言は科学的に誤っており、その誤りが前例のないほど重大であったにもかかわらず、原告池田修一は、本調査委員会から要求された事項、すなわち、①本件マウス実験の「誤り」に関し、その修正または修正内容の公表の措置をとること、②本件マウス実験の結果が予備的な段階のものであることを、適切な方法をもって公に明らかにすること、③科学的な証明に耐えうる数のNF- κ Bp50欠損マウスを用意したうえで、子宮頸がんワクチンを含むワクチン等を接種する初めの段階からの検証実験の実施と、その結果の公表をすること、を一切実施しておらず、科学的・倫理的に著しく不誠実な対応に終始している。その結果、厚生労働省は「前代未聞」の対応を行ったものである。原告池田修一の発表・発言は、専門家からも、「日本のみならず世界医学史上に残る大スキャンダル」と評価されており（丙6）、厚生労働省としても、事態の重大性に鑑み、「前代未聞」の対応を取らざるを得なかった。

上記述べたとおり、原告池田修一は、本件マウス実験に関する責任を負うべき立場にあるにもかかわらず、本件マウス実験に関する「本件成果発表会及びNEWS 23における発表・発言」の科学的な妥当性について沈黙を続け、本調査委員会から要求された事項を黙殺しており、医師として科学者としての倫理観・責任感を著しく欠如しているものと言わざるを得ない。

3 求釈明事項

よって、被告村中璃子は、原告池田修一に対し、以下の点につき、確認の上、回答するよう、求める。

(1) 上記①の「子宮頸がん (HPV) ワクチン接種後脳障害が起るのか？我々は NF-κBp50 欠損マウス (自己免疫疾患を生じ易い個体) にインフルエンザ、HPV、B 型肝炎の 3 種類のワクチンを接種して脳を検索した結果、HPV ワクチン接種後マウスにのみ脳に IgG 由来の自己抗体が沈着していることが見出された。また沈着部位は側頭葉中心であった。」との記載があるが、原告池田修一は、この記載が科学的に正しいものであるという主張を現在も維持しているのか。

(2) 上記②の「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬・記憶の中枢に異常な抗体が沈着。海馬 (記憶の中枢) の機能を障害していそうだ。明らかに脳に障害が起こっている。ワクチンを打ったあとこういう脳障害を訴えている患者の共通した客観的所見が提示できている。」との発言につき、原告池田修一は、この発言が科学的に正しいものであるという主張を現在も維持しているのか。

以 上